

社 福 4 5 9 - 1 号
令 和 2 年 6 月 1 9 日

各社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 山崎 達也（公印省略）

社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）

本県福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から、別添のとおり事業継続計画の策定について通知がありました。

社会福祉施設等においては、災害時にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、施設の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効とされています。

各施設におかれましては、上記通知の解説集を参考に、災害や感染症発生時等にそれぞれ対応したBCPを作成いただきますようお願いいたします。

〔参考資料〕

厚労省 事務連絡

社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなどへのリンク有り

県庁所管課		
障害者支援課	施設支援担当	3 3 1 4
	地域生活支援担当	3 3 1 7
高齢者福祉課	施設・事業者指導担当	3 2 5 4
少子政策課	子育て環境整備担当	3 3 2 2
	施設整備・指導担当	3 3 2 8
	施設運営・人材確保担当	3 3 3 0
こども安全課	養護担当	3 3 3 1
社会福祉課	生活保護担当	3 2 8 0
	医療保護・	
	生活困窮者支援担当	3 2 8 2
	電話	0 4 8 - 8 3 0 - （各担当の番号）